

令和7年6月25日 開 会

令和7年6月25日 閉 会

第25回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第25回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日（水）午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 中里支所 3階 大会議室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一		22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 16番 児玉 芳洋

②推進委員（招集委員 0名）

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地転用事実確認願いについて（5件）

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（2件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について（1件）

議案第2号 農地法第3条の規定による許可書の取消申請について（1件）

農用地利用集積計画の許可取消申請について（1件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可書の取消申請について（2件）

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（13件）

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について（8件）

日程第4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第7号 ・再設定（6件）

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所 主査	上村 知誉
本局農地係長	柳 秀人	松代事務所 主査	高橋 千春
本局主査	田村 聡子	松之山事務所 副参事	相澤 正和
川西事務所 主査	角張希美子		

6. 会議の内容
別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 これより第25回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、16番委員より欠席の届けがなされておりますので、24名中1名欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第25回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第1「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、指名させていただきます。第25回総会の議事録署名委員は、3番委員と4番委員の両名からお願いいたします。あわせて、記録については事務局に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして日程第2「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第2号までございますが、全ての報告が終わりました後に、ご意見、ご質問を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、事務局報告願います。

事務局 【報告第1号、第2号説明】

村山議長 ただいま事務局より報告事項の説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、続きまして、日程第3「議案第1号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」1件の申請が出ておりますのでご審議をいただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、4番説明】

村山議長 これは、私の担当ですので説明させていただきますが、今事務局より説明があったとおり、当初モデルハウスの的なものを考えていたようでございますが、場所もいいところなのでモデルハウスではなく、建売にして分譲したいということでした。以上です。

この議案第1号の案件についてご意見ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 はい、特にないようでございます。議案第1号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請1件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この1件について変更を許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可書の取消申請と農用地利用集積計画の許可取消申請について、それぞれ1件の取消申請が出ておりますので、これについてご審議いただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第2号説明】**

村山議長 では、この案件につきまして担当委員説明願います。

23番 両者に電話確認をしたところ、譲受人は、自分がルーズでいつまでもお金を払うことができなくて、こういう契約不履行になり、取り消しということになったそうです。以上です、よろしくお願いいたします。

村山議長 ただいま担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可書の取消申請と農用地利用集積計画の許可取消申請について審議が終わりましたので改めてお諮りいたします。

この2件について取り消すことを決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可書の取消申請について、2件申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第3号説明】**

村山議長 では、この案件につきまして担当委員説明願います。

5番 6月22日に現地の確認をしてきました。連絡先の方と譲受人はいとこ同士だ

そうで、譲受人は子どもも兄弟もないということで、このあとに出てくる土地を売るということでありました。所有権だけ移転して、住宅の建築も駐車場にもしていないことを現地で確認しております。第三者に売買するというので、3条の許可申請も併せて申請しています。記載のとおり間違いありません。以上です。

村山議長 ただいま担当委員からご説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可書の取消申請2件について審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この2件について取消することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について13件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、59番説明】

村山議長 では、59番の案件につきまして担当委員説明願います。

4番 この案件は住宅の売買に付随したものです。現地を確認して、住宅の周りに点在する農地がありました。

譲受人は農業の経験があるとのことでした。両者に確認したところ、記載のとおり間違いありませんでしたので、よろしくお願いします。

村山議長 59番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、60番、61番、事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、60番、61番説明】

村山議長 では、60番、61番、担当委員説明願います。

12番 受付番号60番、双方、電話で確認しました。どうして対価が900円なのかと質問すると、20数年前に高額で買ったそうです。ただ、まだ登記していないので、この金額になったということで、譲渡人は「もう自分の土地ではないから、こ

れでいいです。」という対応でした。譲渡人が施設に入っていて対応できない状態だそうです。電話で確認しましたが、議案書のとおりで間違いはないということでした。以上です。

村山議長 60番、61番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、62番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、62番説明】

村山議長 では、62番の案件につきまして担当委員説明願います。

10番 譲渡人の方には電話で確認をしました。譲受人の方は面談で確認をしてまいりました。議案書通りで間違いはございませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 62番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、63番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、63番説明】

村山議長 はい、63番の案件につきまして担当委員説明願います。

5番 22日に確認しまして、議案書のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 63番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、64番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、64番説明】

村山議長 64番の案件につきまして、担当委員説明願います。

11番 譲渡人には6月22日、譲受人には21日、両者に電話で確認をいたしました。地番、面積、金額、間違いございません。よろしくお願いいたします。

村山議長 64番の案件につきまして担当委員の説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、では、65番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、65番説明】

村山議長 65番の案件につきまして、担当委員説明願います。

4 番 両者に電話で確認をしました。記載のとおり間違いありませんでした。現地のほうも確認してきました。よろしくお願いします。

村山議長 65番の案件につきまして担当委員から説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますが、ちょっと確認ですが、これは農地法3条でも申請者から届出があったわけですね。

事務局 はい。

村山議長 では、66番事務局説明願います。

事務局 **【議案第4号、66番説明】**

村山議長 では、66番の案件につきまして担当委員説明願います。

1 番 関連で5条の申請も出てまして、現地のほうは、事務局職員と一緒に見してきました。この件に関しては6月22日電話で両者に確認しまして、間違いのないことでした。よろしくお願いします。

村山議長 66番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、67番事務局説明願います。

事務局 **【議案第4号、67番説明】**

村山議長 では、67番の案件につきまして担当委員説明願います。

4 番 譲渡人には電話で、譲受人には面談にて確認しました。記載のとおり間違いありませんでした。現地のほうも確認しました。よろしくお願いします。

村山議長 67番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、68番事務局説明願います。

事務局 **【議案第4号、68番説明】**

村山議長 では、68番の案件につきまして担当委員説明願います。

12番 双方に電話にて確認しました。今回の案件は農機具を仕舞う場所、車庫が欲しいと話していたところ、周りの畑も買って欲しいという話になったそうです。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長 68番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、69番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、69番説明】

村山議長 69番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 6月18日に両者に電話にて確認をいたしました。申請理由のとおり間違いありませんでしたので、よろしく願いいたします。

村山議長 69番の案件につきましてご担当委員より説明がございましたが、意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、70番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、70番説明】

村山議長 では、70番の案件につきまして担当委員説明願います。

6番 譲渡人は、8年ほど前に十日町から引っ越されて新潟に住まわれております。その空き家になっていた家屋につきまして、山間地にセカンドハウスを探していた譲受人の目に止まり、最近契約がまとまったものです。本件の畑は、その住宅の横に隣接する畑でございます。記載事項は全て確認しましたので、よろしく願いします。

村山議長 70番の案件につきまして担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 はい、ないようでございますので、では、71番事務局説明願います。

事務局 【議案第4号、71番説明】

村山議長 では、71番の案件につきまして担当委員説明願います。

19番 両者に電話で確認をいたしました。場所も確認しました。記載の通り間違いありませんのでよろしく願いします。

村山議長 71番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、「農地法第3条の規定による許可申請について」13件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この13件につい

て許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について1件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第5号、2番説明】**

村山議長 では、2番の案件につきまして担当委員説明願います。

20番 23日に担当者と現地確認をしました。申請人となかなか連絡が取れなくて、知り合いを通じて昨日のお昼にようやく私のほうへ電話がありました。違反転用ということで始末書も提出されており、記載のとおり間違いないのでよろしくをお願いします。

村山議長 2番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 はい、異議ないようでございますので、「農地法第4条の規定による許可申請について」1件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この1件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について8件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、21番説明】**

村山議長 では、21番の案件につきまして担当委員説明願います。

1番 6月20日に担当者と一緒に現地の確認をしてきました。譲渡人のほうですが、この場所にある建物に住んでいらっしゃった親御さんが亡くなられたことで、相続して譲渡人の所有になったということでもあります。現在は空き家になっております。亡くなられた親御さんが、池を作ったり、周りにコンクリートを打ったりしています。そういったことで、始末書が提出されています。それから

譲受人はこちらの空き家を買って、そこへ住んでその隣接する土地も一緒に購入するということです。記載のとおり間違いないことを確認しました。よろしくをお願いします。

村山議長 21番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたがご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、22番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、22番説明】**

村山議長 これは8番、私の担当ですので説明しますが、場所は情報館の裏手のほうになります。あとはこの記載のとおり間違いなさそうでございます。

22番の件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、23番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、23番説明】**

村山議長 これも8番の私の担当ですので説明しますが、これはちょうど市役所の本庁舎の裏手のほうになります。記載のとおり間違いございませんということでした。以上です。

村山議長 23番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、24番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、24番説明】**

村山議長 では、24番の案件につきまして担当委員説明願います。

5番 6月20日に事務局と現地の確認をいたしました。両名には6月22日に電話にて確認を取っております。よろしくお願いいたします。

村山議長 24番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では25番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、25番説明】**

村山議長 これは私の担当ですので説明させていただきます。譲受人が2、3年くらい前に残土捨て場と転用した所に隣接する、当時、水田等で利用されていたところでございますが、この度この場所について資材置き場として転用したいとい

うことで、所有権移転の手続きが整ったそうでございます。説明は以上でございます。

25番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では26番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、26番説明】**

村山議長 これも私の担当ですので説明いたしますが、場所は1級河川中沢川に隣接するところでございます。今まで畑として利用していたところでございます。譲受人は甥っ子さんだそうで、その方に住宅建築敷地として譲り渡すということでございました。

26番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、次に27番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、27番説明】**

村山議長 これも私の担当ですので説明します。西本町3丁目の区画整理地内で、以前1枚の田んぼを分筆して、残った1区画が今回のこの申請になりました。記載のとおり間違いがないという確認を行いました。以上です。

27番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では28番事務局説明願います。

事務局 **【議案第6号、28番説明】**

村山議長 では、28番の案件につきまして担当委員説明願います。

20番 23日に担当職員と現地を確認しました。その後、両者に電話で確認し、記載内容に間違いがないということですので、よろしく願いいたします。

28番の案件につきまして、担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について8件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この8件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして、日程第4農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてでございます。今月は再設定6件でございますので、事務局より概要について説明をいただきたいと思います。

事務局 【議案第7号説明】

村山議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、これにつきまして、皆様ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、この再設定に関して適当と回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 はい、異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

それでは以上をもちまして、議案について全て終了いたしましたので、第25回総会は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。